**国民健康保険の加入手続きについて**

◎国民健康保険に加入するときは、職場の健康保険等の資格を喪失して１４日以内に、昭和町役場町民窓口課国保年金係まで届出をしてください。

国民健康保険について

　わが国の医療保険制度は、国民すべてが何らかの公的医療保険に加入しなければならない「国民皆保険制度」となっております。これは、生存権の理念に基づき、全ての人が公平に医療を受けられることを権利として保証すること目的とするものです。

　わが国の医療保険制度は、国民すべてが何らかの公的医療保険に加入しなければならない「国民皆保険制度」となっております。これは、生存権の理念に基づき、全ての人が公平に医療を受けられることを権利として保証することを目的とするものです。

　よって、職場の健康保険の資格を喪失した場合は、すみやかに国民健康保険の加入届出をしてください。（任意継続被保険者や家族の職場の健康保険の被扶養者となる場合は除く）

　よって、職場の健康保険の資格を喪失した場合は、すみやかに国民健康保険の加入届出をしてください。（任意継続被保険者や家族の職場の健康保険の被扶養者となる場合は除く）

★健康保険等資格喪失証明書と一緒に持参していただくもの★

　●印鑑

　●各医療証（子育て支援医療・ひとり親家庭医療・重度心身障害者医療等。本人以外に国保に加入しようとしている家族が持っている場合も同じです。）

◎手続きが遅れた場合は、保険税をさかのぼって納めていただくことになります。

また、その間の医療費は、やむ得ない理由がある場合を除き全額自己負担になります。

保険税の納付は、便利な口座振替をご利用下さい。山梨中央銀行・ゆうちょ銀行・山梨信金・甲府信金のキャッシュカードがあれば、役場窓口で手続きが可能です。

**国民健康保険に入る前に**

**国民健康保険に入る前に**

★任意継続被保険者★

職場の健康保険に継続して２か月（共済組合は１年）以上加入していた人が退職した場合、申出により原則として２年以内に限って今までの保険を継続することができます。

　⇒手続きは、資格喪失日（退職日の翌日）から２０日以内に、加入していた健康保険組合や全国健康保険協会などへ。

★家族の扶養者になれませんか？★

あなたの年収が１３０万円未満（６０歳以上または一定の障害がある場合は１８０万円未満）の場合は、ご家族の職場の健康保険に被扶養者として加入できる場合があります。※職場の健康保険に加入されているご家族の収入を主として生計を維持していることが前提です。収入は遺族年金・公務扶助料などの非課税所得も含まれます。また、職場によっても違いますので、まずは職場の健康保険担当者に相談をしましょう。

裏面が喪失証明書になっております

**＜健康保険等資格喪失証明書＞**



注：必ず証明をする事業所（保険者・勤務先）等で記入してください。

注：健康保険等の資格を喪失し、国民健康保険に加入される場合は、この証明が必要です。